

氷見市介護保険事業計画

(平成18年度～平成20年度)

氷見市

1	介護保険事業計画の基本的理念	2
2	平成26年度における高齢者介護の目標値の設定	3
3	介護保険事業計画の作成のための体制	4
4	介護保険事業計画の作成の時期	4
5	介護保険事業計画の期間及び見直しの時期	4
6	介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価	4
7	被保険者の現状	5
8	要介護者等の実態の把握	5
9	被保険者の状況の見込み	6
10	日常生活圏域の設定	6
11	介護給付等対象サービスの現状	10
12	介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量並びに地域支援事業に 要する費用額及び見込量	11
13	介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量の確保の方策	16
14	介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための 事業に関する事項	17
15	特別給付に関する事項	19
16	介護給付等に要する費用の適正化に関する事項	20

参考資料

資料1	／事業計画策定の経過	22
資料2	／氷見市介護保険事業計画策定委員会設置要綱	23
資料3	／氷見市介護保険事業計画策定委員会委員名簿	24

1 介護保険事業計画の基本的理念

(1) 計画策定の趣旨

介護保険は、介護を社会全体で支え、利用者の選択に基づいて保健・医療・福祉にわたる総合的なサービスを提供する制度として、平成12年4月にスタートしました。

介護保険の導入により、介護サービスの利用が増えるとともに、サービスの利用量も大幅に増え、制度導入当初1,000人程度でしたが、平成16年度は1,900人を超えました。また、市が介護保険から給付する保険給付も、平成12年度は月に1億8,000万円余りでしたが、平成16年度は2億9,000万円を超え、サービス利用が大幅に増えています。

本市の介護保険事業計画については、平成12年度から平成14年度までの第1期計画では、介護サービス施設の不足から、給付費が計画より少なく推移しました。平成15年度から平成17年度までの第2期計画では、不足している通所系サービスや短期入所サービス施設の整備計画を推進しました。

第3期計画では、将来の急速な高齢化の進展を見据え、①介護予防の一層の推進、②住み慣れた地域で生活できる環境整備、③高齢者を取り巻くネットワークの確立などが必要となっています。

(2) 計画の基本事項

① 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防の推進を図ります。具体的には、いわゆる「団塊の世代」が65歳以上となり、高齢化率の伸びが急激に増加してピークに達する平成26年までの間にあるべき高齢者介護を実現し、また、さらに高齢者の多様化する生活様式や価値観に対応していくという観点から、要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、連続的に一貫性を持ったマネジメントに基づく介護予防（地域支援事業における介護予防事業、予防給付に係る介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス）を実施し、要介護状態の発生やその悪化を予防するとともに、生活機能の維持・向上が図られるよう努めます。

② 高齢者が住み慣れた地域で最後まで暮らせるよう、医療と介護の連携、在宅と施設の連携、支援困難世帯への対応などを強化し、利用者一人一人について、多職種が連携し、介護保険サービスを中心に地域における様々なサービスや資源を活用しながら、継続的にフォローアップしていく包括的・継続的なケアマネジメントの確立に努めます。

③ 高齢者が地域で安心して暮らすことができるようにするためには、高齢者やその家族に生活上の様々な不安が生じた場合に相談を受け付け、適切な機関につなぐ等の対応が行われる体制や、高齢者を取り巻く種々の関係者のネットワークにより高齢者の生活状況が把握できる体制の整備に努めます。要介護・要支援状態になるおそれがある状態になったとき、さらに、要支援状態になったときに、一貫性・継続性を持った介護予防サービスを受けられるようにし、また、要介護状態となったときにも、介護保険サービスを中心として、様々な保健福祉サービス、生活支援サービスを組み合わせながら、生活を継続できる体制の整備に努めます。

- ④ 高齢者が介護を要する状態になっても、その人らしい生活を自分の意思で送ることを可能とする、「高齢者の尊厳を支えるケア」の確立に努めます。そのため、環境変化の影響を受けやすい認知症高齢者を含む高齢者が、介護を必要とする状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービスなどのサービスを提供したり、在宅と施設の連携を図るなど、地域における継続的な支援体制の整備を図ります。さらに、施設に入所した場合でも、施設での生活を在宅での生活に近いものとし、高齢者の意思、自己決定を最大限尊重したものとする必要があります。

(3) 計画の性格

この計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく計画で、介護保険事業の保険給付等を円滑に実施するため、計画期間における介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量、その見込量の確保のための方策、介護サービス等の円滑な提供を図るための事業などについて定めるものです。また、本市の基本構想である「第7次氷見市総合計画（平成14年度～平成23年度）」に即し、本市の地域福祉推進のための計画である「第2次氷見市地域福祉計画（平成14年度～平成23年度）」との調和が保たれたものです。

2 平成26年度における高齢者介護の目標値の設定

(単位 人)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者人口 (1号被保険者)	15,104	15,280	15,597	15,691	15,853	15,914	15,889	16,458	16,866	17,224
地域支援事業対象者		458	679	893	971	990	992	1,021	1,048	1,071
要支援・要介護1 (自然体)	1,164	1,226	1,318	1,394	1,474	1,515	1,535	1,586	1,623	1,651
要支援・要介護1 (介護予防後)		1,226	1,337	1,392	1,435	1,464	1,483	1,536	1,572	1,599
要介護2～5 (自然体)	1,414	1,493	1,608	1,705	1,809	1,868	1,904	1,981	2,039	2,090
要介護2～5 (介護予防後)		1,493	1,534	1,598	1,670	1,725	1,758	1,833	1,885	1,933
要介護2～5に占める3施設+GH、介護専用の居住系サービス利用者の割合	47.1%	44.5%	46.3%	44.5%	42.8%	41.4%	40.6%	39.0%	37.9%	36.9%
3施設入所者数+GH、介護専用の居住系サービス利用者数	666	666	714	714	714	714	714	714	714	714
3施設の入所者数	631	631	661	661	661	661	661	661	661	661
3施設の入所者数に占める要介護4～5の入所者の割合	59.6%	59.9%	62.0%	62.0%	62.9%	64.0%	64.9%	67.0%	69.0%	70.0%
うち要介護4・5の入所者数	376	378	410	410	416	423	429	443	456	463

3 介護保険事業計画の作成のための体制

(1) 計画策定委員会の開催

保健・医療関係者、福祉関係者、介護保険サービス事業者等、介護保険被保険者代表等の各分野の代表11名と公募による被保険者の代表2名による計13名の委員からなる氷見市介護保険事業計画策定委員会を設置し、4回にわたる会議を開催して幅広く意見を聴き、その意見を事業計画に反映させるように努めました。

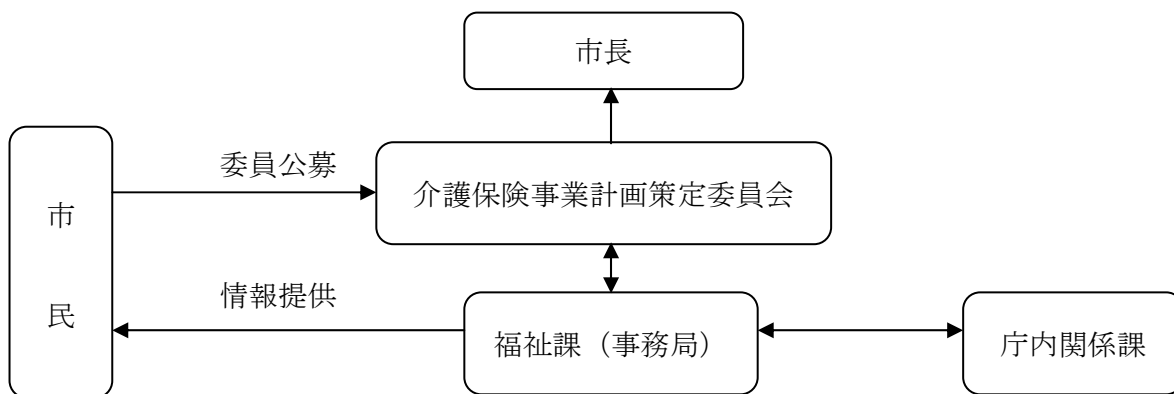
(2) 市民の意見の反映

計画策定委員会の被保険者の代表として、公募による2名の委員に参加していただきました。

(3) 関係部局との連携等

この計画の策定に当たっては、福祉課が中心となって関係課と連携をとるとともに、県による広域的な調整との整合性を図りました。

〈計画策定体制〉



4 介護保険事業計画の作成の時期

氷見市介護保険事業計画は、氷見市介護保険事業計画策定委員会の答申を受け、市民・市議会等の意見・要望等を踏まえて、平成18年3月に策定します。

5 介護保険事業計画の期間及び見直しの時期

氷見市介護保険事業計画は、平成18年度から平成20年度までの3箇年度を計画期間とし、平成20年度に見直しを行います。

6 介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価

この計画の達成状況を定期的に点検するとともに、氷見市地域福祉審議会において評価し、その結果に基づいて対策を実施するものとします。

7 被保険者の現状

平成17年10月における本市の住民基本台帳人口（住所地特例者、外国人第1号被保険者を含み、他市町村住所地特例者を除く。）は56,246人で、第1号被保険者（65歳以上の高齢者）は15,104人、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の者）は19,554人となっています。

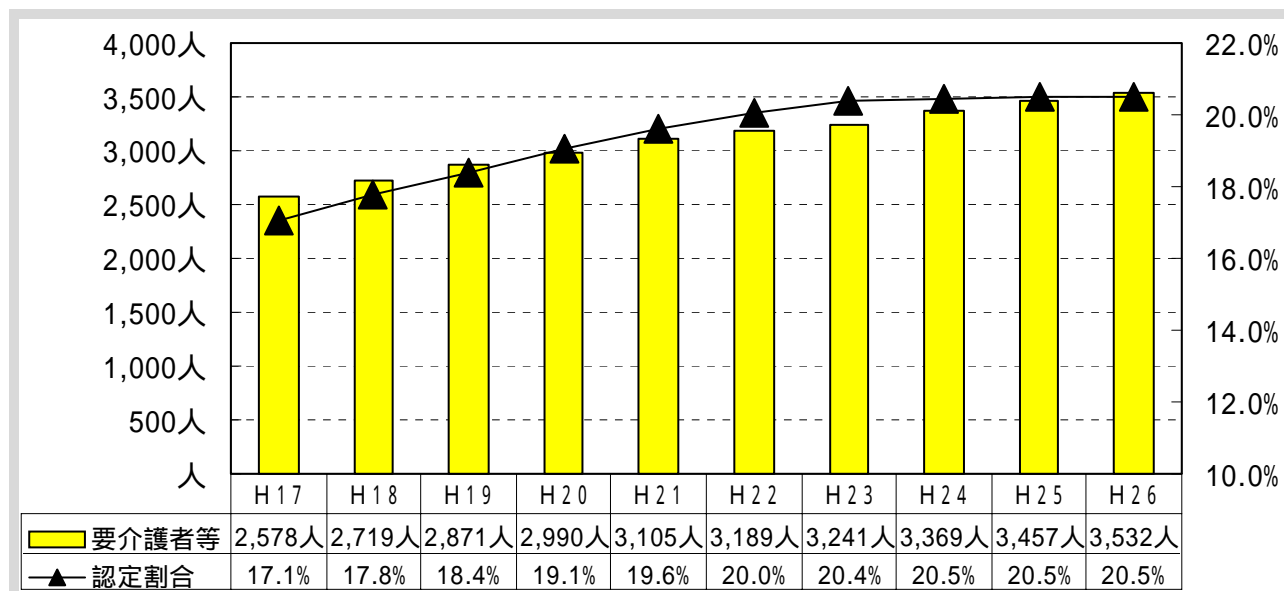
高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める割合）は、26.9%となっており、国・県を上回る勢いで高齢化が進んでいます。

8 要介護者等の実態の把握

平成17年9月末における本市の要支援・要介護認定者は、2,578人で、高齢者全体に対する認定割合は、17.1%となっています。

区分	合計	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
40～64歳	0.34%	0.01%	0.12%	0.07%	0.04%	0.03%	0.08%
65～69歳	2.73%	0.26%	0.65%	0.37%	0.48%	0.40%	0.57%
70～74歳	6.01%	0.83%	2.09%	0.91%	0.78%	0.56%	0.83%
75～79歳	14.64%	2.45%	5.08%	2.18%	1.77%	1.59%	1.56%
80～84歳	29.05%	4.14%	10.22%	4.70%	3.32%	3.45%	3.23%
85歳～	52.69%	4.24%	16.85%	7.90%	6.75%	8.27%	8.69%
総認定者割合 (高齢者数比)	17.07%	2.01%	5.69%	2.63%	2.13%	2.20%	2.40%

40～64歳、65～69歳、70～74歳、75～79歳、80～84歳、85歳以上の年齢階層ごとの認定割合をもとに、要支援・要介護認定者数を見込むと、平成18年度から平成26年度までに、2,719人から3,532人に増え、高齢者全体に対する認定割合は、17.8%から20.5%になると予想されます。



9 被保険者の状況の見込み

平成15年度から平成17年度までの1歳ごとの人口増減率をもとにした人口推計によれば、平成18年度から平成20年度までに、第1号被保険者は15,280人から15,691人に増え、高齢化率は、27.4%から28.4%になると見込まれます。

また、65歳以上75歳未満の前期高齢者が7,325人から7,169人に減少するのに対し、75歳以上の後期高齢者は、7,955人から8,522人に増加すると予想され、要介護状態となる可能性の高い後期高齢者の数が前期高齢者の数を上回るようになります。

一方、第2号被保険者は19,195人から18,644人に減少するものと推測されます。

10 日常生活圏域の設定

(1) 基本的な考え方

① 日常生活圏域を設定するに当たり、第2次氷見市地域福祉計画（計画期間：平成14年度から平成23年度）で設定した保健福祉サービス圏域の「拠点圏域」を基本とします。この「拠点圏域」とは、市内を市街地、南条地域、上庄谷地域及び灘浦地域の4ブロックに分けたもので、圏域毎に在宅介護支援センターや民生委員児童委員ブロック協議会等の活動が行われており、ケアマネジメント等の保健福祉サービスの拠点となっています。

第3期計画では、氷見地域、南条地域、上庄谷地域及び灘浦地域の4つの日常生活圏域を設定します。地域包括支援センターのランチ（相談窓口）や介護予防事業などの地域支援事業では、4つの日常生活圏域を考慮し実施します。

② 介護サービス事業所の整備については、地理的な状況、医療機関との連携、交通網及び交通手段の整備状況等を勘案する必要があることから、基本的には、市域全体を日常生活圏域とします。

(2) 生活圏域毎の特徴

① 氷見地域（市街地）

市役所、氷見市民病院、JR氷見駅、氷見漁港を配し、国道415号沿いの昔からの商業地域（個人商店街が多い）、国道160号沿いの大型店舗等の商業地域、住宅地域等から構成されています。公共施設、医療機関が集中していますが、核家族化等により人口は徐々に減少し、高齢者人口は増加しています。

② 南条地域

国道160号沿いでは多くの大型郊外店が出店し、その周りに住宅地や工場を配しています。また国道の山側には主に農山村集落が点在しています。これまで人口は徐々に増加していましたが、近年横ばい傾向となっています。人口は4地区で一番多く、高齢化率は4地区で一番低いが、年々増加しています。

③ 上庄谷地域

主に農業が中心の中山間地域であり、県境付近は山間地域となっています。介護サービス事業所は2箇所のみで、医療機関も氷見地域近くの1医院しかありません。人口は4地区で一番少なく、人口は徐々に減少しており、高齢者人口は増加しています。

④ 灘浦地域

平野部が氷見地域側の一部と国道160号沿い付近と少なく、県境に向けて中山間地域、山間地域が広がっています。昔から漁業が盛んで、旅館、民宿等が多い地域です。高齢化率が4地区で一番高く、人口は徐々に減少しています。介護サービス事業所は氷見地域側に集中しており、医療機関も氷見地域近くの1医院しかありません。

(3) 生活圏域の概要（平成17年10月1日現在）

圏 域 名	人 口	高齢者人口	高 齢 化 率
氷見地域（市街地）	17,143人	4,878人	28.5%
南条地域	21,307人	4,559人	21.4%
上庄谷地域	8,601人	2,573人	29.9%
灘浦地域	9,195人	3,075人	33.4%
市全域	56,246人	15,085人	26.9%

(4) 生活圏域毎のサービス提供体制等

生活圏域毎のサービス提供体制は、別紙「氷見市内の介護サービス事業者マップ」の事業者の一覧表のとおりとなっています。本市の全体的な状況を見ると、氷見地域及び南条地域に介護サービス事業所が多い状況にあります。

地図

施設一覧

11 介護給付等対象サービスの現状

(1) 施設サービス

第1期計画期間中は、療養病床の指定が計画値より少なく、療養型医療施設の利用者数が計画値を下回ったことなどから、介護給付費は計画額より低く抑えられました。第2期計画期間中では、特別養護老人ホームが2施設で130床整備されました。

(2) 居宅サービス

第1期計画期間中は、サービス利用者が徐々に増え続け、訪問リハビリテーションや通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション）、短期入所サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護）については、利用率が100%に近い状態でした。第2期計画期間中では、通所介護が6施設で定員195名分、短期入所生活介護が4施設で80床整備されました。

(3) 介護給付費の計画と実績

(単位 円)

項 目		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度 (見込み)
計 画	居宅サービス 給付費	686,372,789	841,138,300	941,834,611	1,197,543,233	1,386,578,479	1,528,034,788
	施設サービス 給付費	1,764,083,438	1,975,801,754	2,032,066,907	1,940,419,174	2,094,818,532	2,296,051,529
	計	2,450,456,227	2,816,940,054	2,973,901,518	3,137,962,407	3,481,397,011	3,824,086,317
実 績	居宅サービス 給付費	532,798,038	788,404,534	982,743,011	1,172,864,352	1,439,744,918	1,603,342,049
	施設サービス 給付費	1,479,759,424	1,748,579,737	1,809,221,067	1,907,929,165	2,055,633,784	2,108,191,178
	計	2,012,557,462	2,536,984,271	2,791,964,078	3,080,793,517	3,495,378,702	3,711,533,227

12 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量並びに地域支援事業に要する費用額及び見込量
居宅/地域密着型/施設サービス量・給付費の推計 (年間)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
(1) 居宅サービス			
①訪問介護			
給付費	131,812,931	136,766,776	152,672,991
回数	35,453	37,150	41,319
(人数)	2,928	3,084	3,432
②訪問入浴介護			
給付費	51,379,889	56,850,138	64,310,092
回数	4,645	5,139	5,813
(人数)	1,125	1,236	1,416
③訪問看護			
給付費	15,108,460	17,407,182	19,713,928
回数	2,065	2,379	2,694
(人数)	480	540	600
④訪問リハビリテーション			
給付費	1,222,984	1,226,082	1,392,188
回数	249	250	284
(人数)	33	60	84
⑤居宅療養管理指導			
給付費	6,408,028	6,561,475	7,356,641
人数	900	924	1,032
⑥通所介護			
給付費	381,614,749	418,155,671	434,279,139
回数	46,107	51,042	53,034
(人数)	6,416	7,090	7,380
⑦通所リハビリテーション			
給付費	115,020,256	115,020,256	115,020,256
回数	13,958	13,958	13,958
(人数)	1,800	1,800	1,800
⑧短期入所生活介護			
給付費	261,175,135	350,453,271	354,874,644
日数	32,855	43,716	44,252
(人数)	3,164	4,234	4,284
⑨短期入所療養介護			
給付費	39,719,115	39,719,115	39,719,115
日数	4,192	4,192	4,192
(人数)	492	492	492
⑩特定施設入居者生活介護			
給付費			
人数			
⑪福祉用具貸与			
給付費	66,552,171	68,647,940	76,815,148
人数	5,964	6,204	6,912
⑫特定福祉用具販売			
給付費	3,075,914	3,250,609	3,601,040
人数	136	144	161
(2) 地域密着型サービス			
①夜間対応型訪問介護			
給付費			
回数			
(人数)			
②認知症対応型通所介護			
給付費	5,556,384	5,556,384	5,556,384
回数	600	600	600
(人数)	84	84	84
③小規模多機能型居宅介護			
給付費	10,305,288	81,300,515	92,815,551
回数	1,582	12,478	14,241
(人数)	52	410	468

12 介護サービスの種類ごとの見込み

④認知症対応型共同生活介護	給付費	99,096,336	150,023,832	150,023,832
	人数	396	600	600
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費			
	人数			
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費			
	人数			
(3) 住宅改修				
	給付費	11,822,823	12,551,159	13,896,398
	人数	109	116	129
(4) 居宅介護支援				
	給付費	99,882,802	105,080,700	116,823,629
(5) 介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	給付費	914,119,308	953,223,088	1,007,968,380
	人数	3,744	3,894	4,104
②介護老人保健施設	給付費	660,529,020	661,835,988	661,835,988
	人数	2,652	2,652	2,652
③介護療養型医療施設	給付費	416,416,356	416,416,356	416,416,356
	人数	1,176	1,176	1,176
介護給付費計 (I)		3,290,817,949	3,600,046,537	3,735,091,700

介護予防/地域密着型介護予防サービス量・給付費の推計 (年間)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	給付費	44,262,710	49,937,332	54,412,601
	回数	17,257	19,464	21,211
	(人数)	1,860	2,100	2,292
②介護予防訪問入浴介護	給付費	3,074,378	3,812,952	4,154,021
	回数	276	342	373
	(人数)	66	72	84
③介護予防訪問看護	給付費	1,180,790	1,448,629	1,590,630
	回数	160	196	215
	(人数)	31	35	36
④介護予防訪問リハビリテーション	給付費	162,375	183,490	199,797
	回数	33	37	41
	(人数)	11	12	13
⑤介護予防居宅療養管理指導	給付費	756,651	854,104	930,441
	人数	84	96	108
⑥介護予防通所介護	給付費	182,283,791	209,034,004	217,422,727
	回数	27,385	31,544	32,821
	(人数)	4,568	5,263	5,472
⑦介護予防通所リハビリテーション	給付費	29,527,709	29,527,709	29,527,709
	回数	4,256	4,256	4,256
	(人数)	612	612	612

⑧介護予防短期入所生活介護			
給付費	14,820,540	15,379,449	14,734,323
日数	2,345	2,417	2,316
(人数)	284	247	228
⑨介護予防短期入所療養介護			
給付費	1,305,670	1,305,670	1,305,670
日数	158	158	158
(人数)	36	36	36
⑩介護予防特定施設入居者生活介護			
給付費			
人数			
⑪介護予防福祉用具貸与			
給付費	17,874,541	20,162,179	21,970,879
人数	2,064	2,328	2,532
⑫特定介護予防福祉用具販売			
給付費	1,573,769	1,774,628	1,933,054
人数	71	80	87
(2) 地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護			
給付費	2,268,756	2,268,756	2,268,756
回数	300	300	300
(人数)	48	48	48
②介護予防小規模多機能型居宅介護			
給付費	3,303,952	26,065,551	29,757,357
回数	852	6,719	7,671
(人数)	28	221	252
③介護予防認知症対応型共同生活介護			
給付費	5,624,520	8,436,780	8,436,780
人数	24	36	36
(3) 住宅改修			
給付費	6,846,773	7,724,485	8,411,998
人数	67	76	82
(4) 介護予防支援			
給付費	59,310,807	66,857,813	72,838,646
予防給付費計(Ⅱ)	374,177,732	444,773,531	469,895,389

総給付費(Ⅲ) = (Ⅰ) + (Ⅱ)	3,664,995,681	4,044,820,068	4,204,987,089
特定入所者介護サービス費等給付額(Ⅳ)	137,874,936	170,461,241	175,405,362
高額介護サービス費等給付額(Ⅴ)	45,972,060	49,174,608	49,174,608
算定対象審査支払手数料(Ⅵ)	6,235,800	7,171,170	8,246,855
標準給付費見込額 (Ⅲ) + (Ⅳ) + (Ⅴ) + (Ⅵ)	3,855,078,477	4,271,627,087	4,437,813,914

地域支援事業に要する費用及び見込量

(単位 円)

事業名	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	回数・件数 (回・件)	費用額 (円)	回数・件数 (回・件)	費用額 (円)	回数・件数 (回・件)	費用額 (円)
介護予防特定高齢者施策						
特定高齢者把握事業		450,000		18,073,000		49,393,000
通所型介護予防事業	288	9,892,000	384	13,372,000	480	16,852,000
訪問型介護予防事業		450,000		450,000		450,000
介護予防特定高齢者施策評価事業						
介護予防一般高齢者施策						
介護予防普及啓発事業		1,092,000		1,092,000		1,092,000
地域介護予防活動支援事業		9,065,000		9,065,000		9,065,000
介護予防一般高齢者施策評価事業						
介護予防事業計(Ⅰ)		20,949,000		42,052,000		76,852,000
介護予防ケアマネジメント事業						
総合相談支援・権利擁護事業	地域包括支援センター 1か所		地域包括支援センター 1か所		地域包括支援センター 1か所	
包括的継続的マネジメント事業						
包括的支援事業計(Ⅱ)		35,119,000		35,120,000		35,120,000
介護給付等費用適正化事業		1,157,000		1,157,000		1,157,000
家族介護支援事業						
家族介護教室						
認知症高齢者見守り事業						
家族介護継続支援事業		3,276,000		3,276,000		3,276,000
その他事業						
その他事業						
成年後見制度利用支援事業		200,000		200,000		200,000
福祉用具住宅改修支援事業						
地域自立生活支援事業		16,275,000		16,275,000		16,275,000
その他事業						
任意事業計(Ⅲ)		20,908,000		20,908,000		20,908,000
地域支援事業費 ((Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ))		76,976,000		98,080,000		132,880,000

第1号被保険者の保険料

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
第1号被保険者数	15,280人	15,597人	15,691人	46,568人
前期(65～74歳)	7,325人	7,360人	7,169人	21,854人
後期(75歳～)	7,955人	8,237人	8,522人	24,714人
所得段階別加入割合				
第1段階		0.6%		
第2段階		11.9%		
第3段階		8.7%		
第4段階		48.6%		
第5段階		20.7%		
第6段階		9.4%		
合計		100.0%		
①所得段階別加入割合補正後被保険者数	14,958人	15,540人	15,913人	46,410人
②標準給付費見込額	3,855,078,477円	4,271,627,087円	4,437,813,914円	12,564,519,478円
③地域支援事業費	76,976,000円	98,080,000円	132,880,000円	307,936,000円
④第1号被保険者負担分相当額 ((②+③)×19%)				2,445,766,541円
⑤調整交付金相当額 (②×5%)				628,225,974円
⑥調整交付金見込交付割合	6.51%	6.57%	6.63%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9032	0.9032	0.9032	
所得段階別加入割合補正係数	1.0191	1.0156	1.0120	
⑦調整交付金見込額 (②×⑥)	250,965,000円	280,645,000円	294,227,000円	825,837,000円
⑧財政安定化基金拠出率		0.1%		
⑨財政安定化基金拠出金見込額 ((②+③)×⑧)				12,872,455円
⑩準備基金取崩額				74,000,000円
⑪保険料収納必要額 (④+⑤-⑦+⑨-⑩)				2,187,027,970円
⑫予定保険料収納率		99.25%		
⑬保険料(年額)				47,292円
⑭保険料(月額)				3,941円

13 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量の確保の方策

(1) 施設サービス

第3期計画では、前述の「平成26年度における高齢者介護の目標値の設定」に沿って次のとおり計画的に整備を進めます。なお同時に介護保険3施設利用者の「重度者への重点化」、個室・ユニットケアをはじめとする「個別ケアの推進」を進めます。

〈整備計画〉

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
特別養護老人ホーム	302床	(30床)332床	332床
老人保健施設	200床	200床	200床
療養型医療施設	92床	92床	92床

※ () 数値は新規整備数

(2) 居宅サービス

介護給付等対象サービスの見込量を確保するため、事業者、関係機関等に働きかけを行うなどして、サービス基盤不足を生じないよう整備を進めます。

(3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスの事業所の整備については、地理的な状況、医療機関との連携等から市全域を生活圏域として整備を進めます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備計画については、次のとおりです。

〈整備計画〉

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
認知症対応型共同生活介護	27人	(18人)45人	45人

※ () 数値は新規整備数

(4) 地域支援事業

介護予防事業については、住民組織、医療機関、関係機関等と連携しながら特定高齢者の選定を進めます。選定された特定高齢者には地域包括支援センターの保健師等が説明し、いきいき元気館を中心として実施する通所型介護予防事業への参加を促します。

また、地域住民の協力を得ながら「身近な地域で集まる場」を確保し、健康教室等をおして介護予防の啓蒙に努めます。

包括的支援事業については、各種介護予防事業を展開するいきいき元気館に地域包括支援センターを設置するとともに、介護サービス事業者からの職員派遣、関係機関との連携などによりセンター機能の充実を図ります。

地域包括支援センターのランチとして、4日常生活圏域に相談窓口を設けます。

※ 各介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量については、10～13ページを参照してください。

14 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項

(1) 介護予防の推進・自立生活の支援

地域支援事業では、要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態であってもその状態が悪化しないようにし、また、住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることができるようになるため、保健・福祉サービスを、利用者のニーズに応じ、総合的・一体的に提供する必要があります。

このため、自立支援型のホームヘルプサービスや配食サービスなどの充実を図るとともに、「氷見市ヘルスプラン21」に基づき、健康寿命を延ばすための施策を、いきいき元気館や市民健康大学などの事業を通じて実施します。

また、保健・福祉サービスの提供に当たっては、利用者一人ひとりに応じた適切なプランが作られ、プランに沿ったサービス提供が行われるよう、地域包括支援センターが中心となってケアマネジメントに当たるとともに、同センターに設けられている地域ケア会議を有効に活用することなどによって、保健・医療・福祉の関係機関が連携したサービス提供に努めます。

(2) 地域における支援機能の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域全体で高齢者を支えていくには、地域包括支援センター、地域包括支援センターブランチ、地域の民生委員、地区社会福祉協議会などが重要な役割を担っていることから、地域における活動の支援や機能の充実に努めます。

また、ボランティア活動や市民の自主的な取組み、民間非営利団体による活動は、高齢者を支えていく地域づくりの大きな力として期待されるので、こうした活動の支援とネットワーク化を推進するとともに、保健・福祉関係機関との連携を図ります。

(3) サービス情報の提供と相談体制の充実

利用者がサービスを適切に選択して利用できるように、サービス事業者や制度に関する情報を、行政チャンネルやホームページ、広報ひみ、パンフレット等により提供するとともに、その充実に努めます。

また、サービス利用のための相談窓口として、地域包括支援センター、地域包括支援センターブランチ、市民病院の地域医療連携室、居宅介護支援事業所が適切なサービス利用につながるよう相談に応じるとともに、関係機関との連携に努めます。

なお、都道府県においては、介護サービス事業者に介護サービスの内容や運営状況に関する報告を義務付け、公表します。

(4) ケアマネジメントの充実

介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアマネジメントの一層の充実を図るため、ケアプラン作成などに関する研修や地域ケア会議を通じて行う指導・支援のほか、氷見市ケアマネジャー研究会等の自主グループとの相互協力の充実を図ります。

なお、介護支援専門員の資質の向上を図るため、資格に5年の更新制が導入され、更新時研修が義務付けられます。

(5) サービス事業者相互の連携

サービス提供に関する情報交換とサービスの質の向上を図ることを目的に、市内のサービス事業者で組織している介護サービス事業者連絡協議会の活動を支援するなど、サービス事業者相互の連携を推進します。

(6) 介護相談員の派遣

サービス利用者の相談に応じ、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、利用者と事業者との橋渡し役となってサービス改善につなげることを目的として、介護相談員をサービス事業所に派遣します。

(7) 苦情処理・事故報告システムの運用

市介護保険担当の窓口で受け付けたサービス利用者からの苦情については、事業者に事情を確認の上、必要に応じて指導します。また、事故報告も含めた事業者管理システムの一元的な運用に努めます。

なお、サービスの質の確保と向上の観点から、事業者指定に欠格事由・取消要件等が加わるとともに、指定に6年の更新制が導入されます。地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス事業者については、市長に指定監督権限があり、調査報告によっては、改善勧告や命令を出し、従わない場合は、指定取り消しもできることとなります。

(8) 施設の入所における優先的取扱い

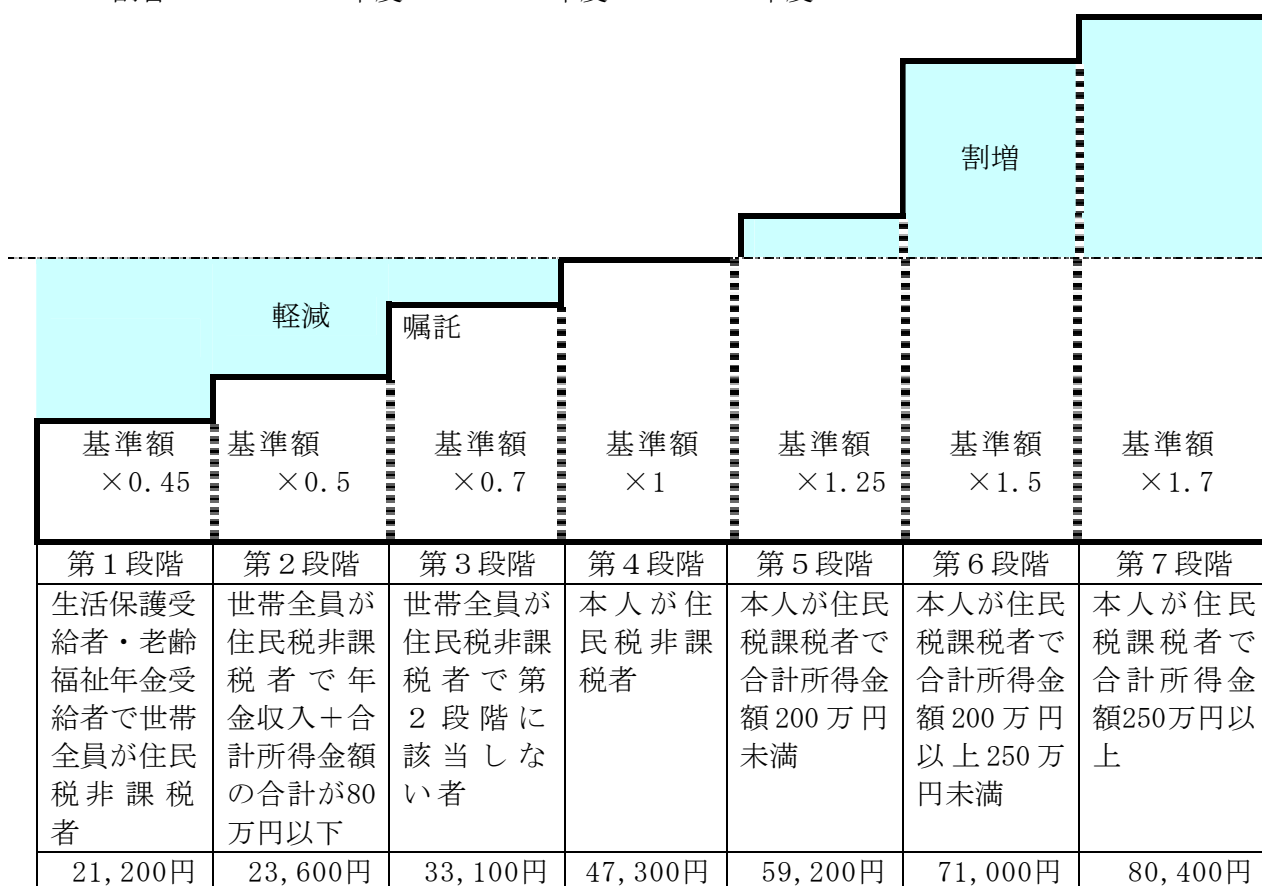
特別養護老人ホームの待機者が多い現状にあって、入所する必要性が高いと認められる入所申込者を、優先的に入所させることを目的とした指針に基づき、適正に入所事務が実施されるよう必要な助言・指導を行っていきます。

(9) 低所得者への配慮

介護保険制度では、低所得者が介護サービスを円滑に利用できるよう保険料や利用料の負担について種々の配慮がなされております。また本市では、第1号被保険者の保険料率を所得に応じて7段階に設定します。このほか、補足給付や高齢夫婦世帯等の特例減額措置、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度等を積極的に推進します。

なお、平成17年度税制改正による高齢者の非課税限度額廃止に対応するため、激変緩和措置として、当該被保険者の保険料基準額に対する割合を段階的に変更します。

- ①第4段階該当者のうち、税制改正がないものとして試算した場合に第1段階相当のもの
割合 0.45→18年度0.63→19年度0.81→20年度1.00
- ②第4段階該当者のうち、税制改正がないものとして試算した場合に第2段階相当のもの
割合 0.50→18年度0.66→19年度0.83→20年度1.00
- ③第4段階該当者のうち、税制改正がないものとして試算した場合に第3段階相当のもの
割合 0.70→18年度0.80→19年度0.90→20年度1.00
- ④第5段階該当者のうち、税制改正がないものとして試算した場合に第2段階相当のもの
割合 0.50→18年度0.75→19年度1.00→20年度1.25
- ⑤第5段階該当者のうち、税制改正がないものとして試算した場合に第3段階相当のもの
割合 0.70→18年度0.88→19年度1.06→20年度1.25
- ⑥第5段階該当者のうち、税制改正がないものとして試算した場合に第4段階相当のもの
割合 1.00→18年度1.08→19年度1.16→20年度1.25



15 特別給付に関する事項

第1号被保険者の保険料を財源として、居宅サービス費の支給限度基準額の引上げや介護保険法で定められた保険給付以外の保険給付を、介護保険サービスとして実施することができます。

しかしながら、第1号被保険者の保険料を財源として実施することになるため、第1号被保険者の保険料を押し上げる要因となることから、こうしたサービスは、一般財源による保健福祉サービスとして提供することが適当であると考えます。

なお、これまで介護予防・地域支え合い事業で実施していた介護予防教室や配食サービス、おむつの支給などは、補助事業の見直しにより地域支援事業で実施します。

16 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

介護保険による提供サービスの質的評価及び量的充実に努める必要があることから、事業者間相互の連絡会である「氷見市介護サービス事業者連絡協議会」や介護支援専門員等の関係者研修会などを活用し、情報提供・意見交換を通じて連携・指導事業を推進します。

なお、介護給付費については、国民健康保険連合会との連絡を密に取り、適正な執行に努めます。

参 考 資 料

資料1 / 事業計画策定の経過

資料2 / 氷見市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

資料3 / 氷見市介護保険事業計画策定委員会委員名簿

資料1 / 事業計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成17年 7 月 14 日	第 1 回氷見市介護保険事業計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長の選出及び副会長の指名 ・ 介護保険施行状況等について ・ 介護保険事業計画策定スケジュールについて ・ 介護保険事業計画の見直しの概要について ・ 介護保険事業計画の内容について
10月 26 日	第 2 回氷見市介護保険事業計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援事業について ・ 日常生活圏域について ・ 介護サービス量等見込量（中間値）の取りまとめについて ・ サービスの上乗せ、横出し等について
12月 22 日	第 3 回氷見市介護保険事業計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回策定委員会の内容について ・ 低所得者対策について ・ 氷見市介護保険事業計画（案）について ・ 地域包括支援センターについて
平成18年 2 月 9 日	第 4 回氷見市介護保険事業計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 回策定委員会の内容について ・ 介護サービス量等見込量（最終値）の取りまとめについて ・ 氷見市介護保険事業計画（最終案）の取りまとめについて ・ 地域密着型サービスについて

資料2 / 氷見市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 氷見市における介護保険事業計画の策定について調査検討するため、氷見市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) その他介護保険事業計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

- 2 委員は、保健・医療関係者、福祉関係者、経済・労働関係者、介護保険サービス事業者、介護保険被保険者等（介護保険被保険者については、公募による者を含む。）のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員は、前条の答申を行ったときに解散するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民部福祉課において処理する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

資料3 / 氷見市介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(区分別五十音順・敬称略)

区分	氏名	役職名	備考
保健・医療関係者	垣内孝子	高岡厚生センター氷見支所長	
	倉田雅人	富山県歯科医師会氷見支部長	
	嶋尾正人	氷見市医師会長	
福祉関係者	西谷邦弘	氷見市民生委員児童委員協議会長	
	山岸教男	氷見市社会福祉協議会長	
介護保険サービス事業者等	長 倫良	介護老人福祉施設ほのぼの苑施設長	
	中尾晶美	基幹型在宅介護支援センター所長	
	別所由紀	エルダーヴィラ氷見居宅介護支援事業所管理者 (介護支援専門員)	
介護保険被保険者等	池口久美子	一般公募	
	大橋昇司	連合富山水見地域協議会事務局長	
	川田美知子	氷見市健康づくりボランティア連絡協議会長	
	高林久美子	一般公募	
	前田利寛	氷見市自治振興委員連合会長	

氷見市介護保険事業計画

(平成18年度～平成20年度)

平成18年3月発行

氷見市市民部福祉課